

令和2年2月19日 定例教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・令和2年2月19日（水） 午前9時20分～午前10時40分 午後1時～午後1時30分
- ・教育委員会室

2 出席者

教育長	安福正寿	事務局職員	
委員	稲本正	副教育長	内木 禎
委員	野原正美	教育次長	堀 貴雄
委員	森口祐子	義務教育総括監	古田 秀人
委員	竹中裕紀	総合教育センター長兼学校支援課長	坂井 和裕
委員	近藤恵里	教育総務課長	松本 潤志
		教育総務課教育主管（高校）	高橋 宗彦
		教育総務課教育主管（義務）	香田 静夫
		教育管理課長	山田 育康
		教育財務課長	柴田 雅道
		教職員課長	中村 徹平
		教職員課福利厚生室長	若野 明
		教職員課教育主管（義務）	丹羽 美彦
		教職員課教育主管（高校）	小野 悟
		教育研修課長	鈴木 健
		学校安全課長	長屋 秀樹
		学校支援課教育主管（義務）	服部 晃幸
		学校支援課教育主管（高校）	森岡 孝文
		特別支援教育課長	青山 孝
		体育健康課長	狩野 靖
		体育健康課教育主管	見山 政克

3 議事日程等

報第1号、2号、3号、4号、5号及び事務局報告（政策）(2)を非公開とすることを決定

4 会議録

令和2年1月20日開催の定例教育委員会の会議録を承認

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
<p>報第6号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について</p>	
<p>教 職 員 課 長</p>	<p>報第6号についてお諮りする。</p> <p>資料98頁をご覧ください。本件は、令和2年第1回岐阜県議会定例会に提出する条例の改正案に関するものである。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から本件議案について意見を求められたため、教育長に関する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、異議のない旨の回答を専決したため、その内容について報告するものである。条例案の内容について説明する。資料104頁をご覧ください。岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正するものだが、これは、教員の働き方改革を一層進めるための取り組みの一環として、昨年12月に給特法という、公立学校の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正されたことに伴い、県の条例の改正が必要になったものである。改正の背景・内容として、給特法が改正され、文部科学大臣は、教育職員の業務量の適切な管理など、教育職員のサービスを監督する県や市町村教育委員会が講ずべき措置に関する指針を定めることとされた。資料の下部に参考として掲げている図の上から2つ目にあるように、この指針において、教員の時間外在校時間の上限などを定めるものであり、これは、昨年1月文部科学省のガイドラインとして、時間外在校時間を月45時間、年360時間と定め、各教育委員会に対して取り組みを促していたが、このガイドラインを法的根拠のある指針として、位置付けるような性質のものとする。次頁に、指針の概要を記載しているが、例えば資料105頁の一番下に上限時間として、月45時間、年360時間というような、ガイドラインに記載されている水準と同様の時間外在校時間が定められている。資料106頁をご覧ください。教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置として、例えば「(1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校時間等の上限等に関する方針(「上限方針」)を教育委員会規則等において定める。」こととされており、その他にも教育委員会が取り組むべき事項についていくつか記載している。また、資料中段以降に留意事項として様々なものを挙げているが、「(4) 都道府県等が講ずべき措置として、都道府県及び指定都市においては、サービス監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。」こととされている。このような指針の内容を踏まえ、岐阜県教育委員会としても本指針を踏まえた条例規則の整備が必要となる。この指針は令和2年4月1日から適用されることとなっているため、できれば4月までに条例規則の整備ができるように、条例案についてお諮りするものである。全体の構造として、再度資料104頁をご覧ください。参考の図の上から3つめに条例について記載しているが、県・市町村教育委員会が、上限時間等に関する方針をそれぞれの規則等において定め、教育職員の業務量の適切な管理等を行う旨などを定めることとし、さらに、個々の教育委員会で本条例を根拠とした時間外在校時間の上限方針を定めることとした。条例の改正案の具体的な内容については、資料103頁をご覧ください。改正内容の新旧をお示ししているものであり、第一条の改正は技術的な部分である。具体的な内容については第七条に記載のとおり、教育職員のサービス監督する教育委員会は国の定める指針に基づき、当該教育委員会が定めるところにより、教育職員の「業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置を講ずる」という文言を一条追加するという改正になっている。なお、先ほど申し上げた教育委員会規則で定める上限方針については、来月の教育委員会会議にて別途お諮りする予定でいるが、国と同水準の月45時間、年間360時間の上限時間を定めていきたいと考えているところである。</p>

## ホームページ用

竹中委員	今まではどうしていたのか。
教職員課長	規則という形式は今までなかった。働き方改革プランにおいて、45時間以内を目指して、80時間以上をゼロにするということを定めていた。
竹中委員	現在の教職員の年間の労働時間はどのぐらいなのか。
教職員課長	例えば、時間外勤務時間が最も多くなる5月でいうと、月80時間を超える教員の割合は、高校で19%、特別支援学校で1%未満となっている。
竹中委員	360時間を足すと規定の労働時間は年間どのぐらいなのか。
教職員課長	個々の教員にもよると思うが、平均でみるとだいたい40時間台が時間外在校時間となっている。
竹中委員	残業をしない場合、先生は年間何時間働かなければならないのか。
教職員課長	40時間に正規の勤務時間を足した時間である。
稲本委員	残業ではなくて、正規の勤務時間のことではないか。
竹中委員	年間の残業の規制時間が360時間となっているため、正規の勤務時間が1800時間程度であれば、360時間を足しても2160時間のため、妥当ではないかと思い、目安を確認したかった。
稲本委員	質問の趣旨は、常識的な世の中の働き方に比べて、先生たちはより働いているのかどうかを聞きたいわけである。
教育管理課長	教員も行政職員も1日の規定上の勤務時間は、7時間45分となっている。高校であれば、16時45分頃に終わる学校が多いが、それ以降が時間外勤務となる。この7時間45分を年間ベースでなおすと、約860時間となり、これは、労基法に基づく一般的な勤務時間に収まるようになっている。
稲本委員	以前から目標にしており、具体的に4月から実行するわけだが、その割には浸透していないのではないかと。教師そのものが何を考えなければならないかという、短い時間で能率的に仕事をしなければならない。いかに能率的に結果を出すかというノウハウがなければ、いくら目標があっても前と同じ方法をやっていればオーバーしてしまう。もう1点は、保護者や生徒もそれに合わせなければならない、教師が面倒を見る時間が短くなってしまふ。短くなくても大丈夫だと、まずは生徒自身が思わなければならない。ある意味、子どもが家で過ごす時間が多くなれば、保護者の負担が大きくなるかもしれないということをPTAが理解していないといけな。これは意外と大変なことである。働き方改革というのは社会的に大きなイノベーションである。自分が教えようと思えば情報が膨大になるため、自分ではできないということを理解することが必要である。岐阜県はその対策をしているつもりであり、教育委員会で議論してきた。結果、働き方改革はICT教育とふるさと教育であると示している。ふるさと教育では、地域の人の活力を活用する。これは地域と学校が理解し合うきっかけともなる。ICT教育では、自身が行うのではなくて、世界の優秀な情報を活用する。教師は情報をセレクトやコーディネートすれば、かなりの時間短縮ができるというノウハウまでは行っている。それを具体化することが重要であり、大変なことである。皆さんの理解を得なければトラブルが起きてしまう。これ

## ホームページ用

	<p>は、大きなイノベーションであることを理解して行わなければシステム的な破綻が生じると思っている。</p>
教職員課長	<p>ご指摘の通りで、関係者の理解を図っていくことは非常に重要であると考えている。例えば、45時間以上勤務をしている業務の状況を見ると、部活動に関する時間が長いというデータがあるが、部活動の時間を削減できるかという点、地域や生徒、保護者の期待などがあり、思うように減らすことができないという状態である。ICT機器の活用や部活動の時間削減など学校だけではなく、関係者への啓発にも併せて努めていきたいと考えている。</p>
竹中委員	<p>文科省の指針であり全く反対するつもりはなく、これが行われれば素晴らしいことだと思う。稲本委員が話したとおりで、超過勤務時間を20日間で45時間とすると、1日平均2.5時間ぐらいの時間外である。午後5時で終わると午後7時までである。日常的に教師は追い込まれている状況の中、一気にこれを実施するのは難しくないか。年間360時間とすると8か月で超えてしまう。30時間以内はほとんど変わらない。今の現実から見るととても短い時間であり厳しい。企業が行っているのは、60時間や80時間は3か月連続してはならない、年間規制するなど、健康管理上の限界点から逆算をしてくるのだが、45時間は大変厳しいだろうと思う。しかし、それをいかに働き方改革で盛り込むことができるかだが、それなりの支援がないと難しいのではないかと考えている。</p>
副教育長	<p>ご指摘のとおりである。生徒の問題行動や突発的な事象には教員が直ちに向き合っていかなければいけないということは当然あることである。そのような時間はやむを得ず発生してしまう。日頃の働き方や授業改善のためにどのように研究をしていくかなど、意識の問題で効果的に効率化を図っていくこともある。また、地域の方々、保護者の方々のご了承を得ながら進めていかなければ進むことではない。そのため、45時間という明確な時間が示される以上、校長が陣頭に立ち地域ごとに協力体制づくりを行っていくよう、各校長に呼びかけをしていきたいと考えている。</p>
稲本委員	<p>夏休み等、時間が変形になるのではないかと。その説明をお願いしたい。</p>
教職員課長	<p>同じ給特法の改正の中で、変形労働時間制の導入に関する部分も改正事項としてあるが、今回の改正はそれとは別のものであり、法律上、令和3年4月から施行されることになる。今後、文部科学省から、変形労働時間制の導入にあたって、必要となる事項に関して事前に示されることとなっているため、その内容を踏まえながら、来年度、導入について検討することになるものである。</p>
稲本委員	<p>変形労働時間制と併せて行わないと難しいと思っている。諸外国に比べると、日本は夏休みが圧倒的に長く、子どもを親元に返している状況になるため、休みでないときは若干残業も含めきちっと行う。そういうメリハリをつけることによって乗り越えるということと同時に進むと思っている。同時ではないとこの1年が大変ではないかと。</p>
教職員課長	<p>変形労働時間制だけでも既存の業務の付け替えになって、業務が減らないことになり、国会でもそのような議論があったと聞いている。一方、指針だけでも月によって時間を使い込んでしまうことになるので、そのあたりをうまく調整するために、変形労働時間制という考え方も必要になると考える。全体としては、セットでの考え方があると思うが、変形労働時間制に関しては、勤務条件によって、それぞれの事務時間が必要であるということも考慮し、一年間の間が空いたということだと理解している。</p>
副教育長	<p>稲本委員のご指摘の通り、2つ併せてという考え方は当初からあったようである。闇雲に変形労働時間制を導入したとしても、夏休みの余裕のある時間に全て詰め込んでしまうということで本当によいのかという議論があり、年間の勤務時間外の時間を減らして</p>

## ホームページ用

	<p>いく考え方をまず最優先に行ったうえで、新たな仕組により働き方を実現していくことを考えていくべきではないかという方向に、国会での議論が推移していったと捉えている。最終的にまずは、上限目標は45時間でいくということが先にスタートし、そのうえで、1年後、変形労働時間制が色々取組まれた結果、新たな手段として、もとの条例で定めるといことで制度化されていく制度設計になっているというものである。順番に取り組んでいくということである。</p>
稲本委員	<p>思い違いであったと理解した。社会性の改革が必要になってくるのではないかと思う。哲学的な話であるが、人間が生きていくためには共同幻想（国家や、学校のために費やす時間）、対幻想（家族のために費やす時間）、自己幻想（自分のために費やす時間）がある。日本はその時間の割振りを、対幻想や自己幻想を犠牲にしてまでも、共同幻想（学校のため、公教育のため）に費やすという伝統があった。そのベースを変えなければならない。メリハリを徹底的につけるということである。この3つ（共同のため、家族のため、個人のため）に対して親も子ども教師も共有しなければ成り立たない。部活動も勝つためには時間を惜しまない傾向がある。その考え方を根本的に変えることを念頭に置かなければ浸透しないことを知らしめる必要がある。</p>
森口委員	<p>働き方改革を、数値的なことで追っているが、気持ちの負担は全く変わっていかないのではないかと思う。今勤務している人たちは、次の人たちのためにきちんと行っていかなければならないという覚悟をもたされている世代であると考えている。勤務時間を記入するにも、正確に数値化する事の徹底を図ることが必要であり、仕事の割振りを行う管理職の覚悟がないと正しく見えてこないのではないか。現場の教師は意気に感じて児童生徒と接していると思うが、教育は人を教える場であり、時として時間を超えた対応を求められている仕事内容である。負担に感じていない時間もあるかもしれないが、結局は個の時間がなくなり、忙しさによって心の負担謀殺されてしまい、気が付くと自分で苦しんでいくことになる。何が問題なのか現場の声を聴かなければいけないと思ひ市町村の教育委員会と意見交換を行った。見えている数字だけ上手く行おうということは注意して欲しい。</p>
教育長	<p>報第6号について、挙手により採決する。</p>
教育長	<p>全員賛成により承認する。</p>
<p><b>議第1号 令和2年度使用教科書追加採択について</b></p>	
学校支援課長	<p>令和2年度使用教科書追加採択についてお諮りする。</p> <p>107頁をご覧いただきたい。県立学校の教科書については、岐阜県教育委員会が採択権者になっているため、学校の選定に基づいて8月の定例教育委員会ですでに議決をいただいてあり、公開をしているところである。本日は追加をお願いするものである。109頁の別紙をご覧いただきたい。該当校、は揖斐高等学校及び岐阜希望が丘特別支援学校である。揖斐高校については、新設された保育コースが2年目になり、新2年生が初めて使用する家庭科の科目「子ども文化」の教科書である。演習、実習が多い授業において、子どもの遊びや表現活動の理論面を教えるための教科書であるため、追加をお願いしたい。岐阜希望が丘支援学校について、予定して板田教科書が絶版となってしまったため、代替の教科書を改めえてお諮りするものである。WordとPowerPointのPCの基本操作を学ぶための教科書であるため、内容的には前回の教科書と同等のため、使用に耐えうると判断しているものである。</p>
稲本委員	<p>コンピューターは0と1の組合せで言語を作っているコンピューターゲームを小学校から教えることがよいと言っている。なぜかという、日本語は海外にいくと伝わらな</p>

## ホームページ用

	<p>い。英語も英語圏でないところは伝わらない。コンピューターゲームは世界共通である。これを覚えると Word と PowerPoint を覚えるのもよいが、コンピューターゲームの基本を覚えると、意外と色々なことに応用が利く。ICT教育と関係があるが、どのぐらいまで教育で教えているのか。</p>
学校支援課長	<p>今回の教科書については、特別支援学校であるため、ねらいとしてはPC操作を含めた最小限必要な力の習得である。ご指摘のあったコーディングに関する科目になると、来年度から小学校でプログラミング教育が始まるが、これは思考的な論理性を育てるための学習で直接のコーディングは実態としてはない。ご質問に近い内容は、工業高校の中のPC操作の中で、言語を覚える学習もある課と思うが、正式に科目として統一的に行っているものはないかと思われる。実習の中で触れることがあるのが、現実的な事である。ご指摘の通り、言語の構造などを学習することが、会話の言語を超えた共通理解を図ることだと思っているが、それは授業の中の論理性などをはぐくむ中で、工夫していくことが現状であると考えている。</p>
稲本委員	<p>コンピューターゲームは小学校からでもできないことはない、ましてや中学、高校ではできるはずである。0と1の組合せだけなのだから。もう一つは、ラテン語も世界共通語である。ラテン語は読み方がローマ字であり、英語より読み方が規則正しく、論理的にできている。コンピューターゲームはさらに論理的にできているものである。その構造が分かるということは、この情報化社会をより生き抜く世界に共通する言語を得ることになる。また、ラテン語が分かるとより英語も分かりやすくなると言われている。コンピューターを理解するためには言語を若い頃から学習するのは非常によいと思う。特別支援学校でマイクロソフトに取り組むことはよいことだと思う。ただし、その原理をもう少し教えるとよいのではないか。岐阜県だけでもそのような方策をとると、世界に羽ばたき易くなりよいのではないか。</p>
教育長	<p>議第1号について、挙手により採決する。</p>
教育長	<p>全員賛成により原案のとおり可決する。</p>
事務局報告（その他）	
<p>(1) 岐阜県における全国レベルの表彰について  (2) 令和元年度教育委員行事予定について</p>	
教育総務課長	<p>資料の112頁をご覧ください。112頁は文化部門の全国レベルの表彰である。ものづくり教育フェアで文部科学大臣賞を受賞された中学2年の酒井友己君等が記載されている。113頁にはスポーツ部門の表彰として、高橋ののかさん以下5名は小中学生のフェンシングの大会、中出陽愛さんは高校生はジュニアオリンピック、村瀬心椋さんはXゲームということで全国で成果を挙げている。次に教育委員行事予定についてである。来月は3月定例教育委員会議と臨時教育員会議を予定している。よろしくお願ひしたい。</p>
<p><b>報第1号 教育に関する事務に係る予算（令和元年度3月補正）に対する意見について（非公開）</b></p>	
<p>教育に関する事務に係る予算（令和元年度3月補正）に対する意見について諮り、承認された。  本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p><b>報第2号 教育に関する事務に係る予算（令和2年度当初予算）に対する意見について（非公開）</b></p>	

## ホームページ用

教育に関する事務に係る良さ（令和2年度当初予算）に対する意見について諮り、承認された。  
本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。

### 報第3号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について

教育に関する事務に係る議案に対する意見について諮り、承認された。  
本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。

### 報第4号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について

教育に関する事務に係る議案に対する意見について諮り、承認された。  
本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。

### 報第5号 職員の表彰について

職員の表彰について諮り、承認された。  
本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。

### 事務局報告（政策）

#### （2）損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて報告がなされた。  
本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。

### 閉会

午後1時30分、閉会を宣言する。

上記会議録は正当であることを認め署名します。

教 育 長

書 記